

2020年4月17日

お客様各位



株式会社 **タイセイ・ハウジー**

執行役員法人本部長 山本 祐三

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-32-10

## 緊急事態宣言発令に伴う弊社の対応について(再通知)

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。  
平素は格別のご厚情を賜り、誠にありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、政府は16日、緊急事態宣言の対象地域を既に対象としていた東京など7都府県から全国に広げると表明しました。企業には「オフィス出勤者の7割減」を要請しており、国を挙げて感染拡大防止に取り組む姿勢を示しました。

これを受け、当社としましては、再度のご通知で大変申し訳ございませんが、お電話でのお問い合わせ等の対応をすべてメールもしくはFAXに移行させていただきます。  
期間中、従業員は交代制で出勤し、オフィス出勤者7割減での業務運営に努めます。

それに伴いまして、平常時のサービスをご提供致しかねる場面もあろうかと存じますが、何卒ご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

なお、対象期間につきましては現状では5月6日までを予定しておりますが、収束の見通しに合わせて前後する場合もございます。

今後も可能な限り、お客様への安心安全なサービスの提供と従業員の安全配慮に努めてまいりますので、何卒よろしくお願いいたします。

敬具

記

対象期間 : 2020年4月20日(月)～5月6日(水)

営業時間 : 午前11時00分～午後5時30分

※但し、依頼受付は午後5時まで(従来通り)です。

※ご契約法人様は現在ご利用のアドレスにメールもしくはFAXでお願い致します。

連絡先 : 法人本部 社宅代行課 FAX 03-3350-6676

業務課 FAX 03-6685-6662

Mail info-tokyo@taisei-hs.co.jp

大阪支店 社宅代行課 FAX 06-6378-6162

業務課 FAX 06-6378-6188

Mail info-osaka@taisei-hs.co.jp

以上